

○ 会 議 録

会 議 名	第2回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	平成28年9月27日			
開催場所	基山町役場2階会議室 202			
開閉会日時	開会	平成28年9月27日 午後3時30分		
	閉会	平成28年9月27日 午後5時		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席1名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	相澤 直子	出	山本 拓	出
	梁井 朱美	出	鳥飼 善治	欠
	後藤 信八	出		
	羽根 洋子	出		
	石井 貞好	出		
	福田 一男	出		
	日暮 美圭	出		
会議録署名人	相澤 直子 石井 貞好 福田 一男			

～15時30分開会～

## 平成28年度第2回基山町まちづくり推進審議会 会議録

### 説明事項

- (1)平成28年度 基山町協働化推進計画の策定について
- (2)基山町まちづくり基金事業制度の見直し方向について
- (3)基金事業見直しに伴う今後のスケジュール(案)について

### 報告事項

町民提案の受付及び回答の状況

### その他

次回開催日程について

【事務局】平成28年度第2回まちづくり推進審議会を始めます。

【課長】課長挨拶

【事務局】議事進行は会長にお願いします。

【会長】議事に移ります。(1)平成28年度基山町協働化推進計画の策定についてですが、前回の会議での意見を踏まえ改善された要点を説明してください。

【事務局】「基山町協働化推進計画」に協働のまちづくりの考え方は、今年2月に作成した「基山町第5次総合計画」の中でもまちづくりの方向性として示されていますのでリンクした型で作成しました。「(3)基山町協働化推進計画の考え方」ですが、町民参加と協働を推進するために策定するもので第5次総合計画を上位計画として、総合計画のまちづくりの方向性で謳われた協働+ideaを補足するものです。「(4)基山町協働化推進計画の構想図」では、まちづくり人口7,000人は(1.まちづくり基本条例で掲げられた各種制度 2.協働のまちづくりで取り組む各種制度 3.第5次総合計画・実施計画で掲げられた各種制度)の3つを掲げています。「(5)協働化推進の取り組み」では、(事業概要)と(平成28年度の具体的な取組、内容と目標値)を掲げています。「(6)用語の定義」を上げています。事務局からの説明は以上です。

【会長】事務局から説明に対し意見をお願いします。

【会長】P5の「①町民提案制度の活用」で目標値の30件ですが、前年度の審議会で町民提案制度は要望と提案を分けとなりましたが、この目標値の30件は要望も含めて積みあげるのはおかしいのではないですか。

【事務局】基山町まちづくり基本条例第16条に提案、意見及び要望を町に提出することが出来るとありますので要望を含めた数値にしました。

【会長】要望は目標値ではないと思います。町民から意見や提案が提出されるにはどうすればいいのかが目標ではないですか。

【委員】要望は定着しているので、具体的な事務事業を「町民提案の活性化」と変えては

どうか。

【事務局】再度検討します。

【委員】P9の「③協働のまちづくり推進事業」では、(まちづくり推進審議会を中心に協働事業を推進する)とありますがまちづくり推進審議会は協働事業と直接事業をやる組織ではないので協働を推進するではないですか。

【課長】協働事業ではありませんので事業を外します。

【会長】ほかに意見はありませんか。

【委員】P3の「(3)基山町協働化推進計画の考え方」で、第5次基山町総合計画を上位計画としていますが、おかしいのではないですか。

【事務局】まちづくり基本条例が最高規範ですが、総合計画策定も条例に謳われています。

【委員】協働+ideaを「補足」ではなく他の言い方はないですか。

【課長】整合性をとるようにします。

【会長】次に、(2)基山町まちづくり基金事業補助金の見直し、について事務局の説明をお願いします。

【事務局】補助の対象者は、「①地域コミュニティ組織」「②町民活動団体」「③各区内コミュニティ組織」「④ ①と②の団体により構成されたグループ(連合体)」、以上の団体で、組織として5名以上で構成するを新たに取り入れております。

補助金の限度額では(1)まちづくり計画に基づく事業、補助限度額50万円とする。(5)公民館活用拡大事業、(6)地域の環境美化活動推進事業の補助限度額10万円とする。(2)から(4)については今までの基金事業が包括されるものとしおります。

補助期間では、従来どおり同一の補助事業者による同一の補助事業に対する補助期間は3年間を限度とする、としておりますがまちづくり計画に基づく事業は当該計画期間としております。

【会長】意見をお願いします。

【委員】補助対象者の組織で構成員は5名以上の根拠はなんですか。

【事務局】近隣市町の状況等を参考にしています。

【委員】「①地域コミュニティ組織」での補助の対象者ですが、自治会は対象でないのか記載がない。「③各区コミュニティ組織」での福祉協力員とはだれですか。

【事務局】自治会も対象です、記載します。福祉協力員とは社協からサロン活動を促進するために認定されている人です。

【会長】サロン活動の支援は、別の組織で支援するべきでまちづくり活動とは主旨が違うと思います。

【委員】サロン活動の支援は区からの補助でいいのではないですか。

【委員】サロン活動の立ち上げのための補助ではないので主旨が違うと思います。

【事務局】サロン活動に関する支援は今回の見直しではなく別の方法を検討いたします。

【会長】次に、(3)基金事業見直しに伴う今後のスケジュール(案)について、説明をお願いします。

【事務局】基金事業見直しの意見交換会を「11月6日（日）10時 基山町民会館小ホール」で開催します。これからのスケジュールについては町民意見交換会から、パブリックコメントを募集します。その意見を踏まえて制度の見直し（案）を検討し最終案を作成したものを第3回まちづくり審議会で検討して頂きたいと考えております。

【会 長】最終は12月で完成する流れですが、ワークショップでの意見が多数であると12月で最終案が作成できるかわかりませんが状況次第で検討してください。

次に報告事項 町民提案の受付及び回答の状況の説明をお願いします。

【事務局】町民提案は10件の要望が出ています。



【会 長】町民提案に対し意見はありませんか。（意見なし）

その他 次回開催は平成29年1月16日の午後3時30分をお願いします。

～17時00分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

平成29年 / 月 / 6日

会長	(氏名)	相澤直子	
委員	(氏名)	福田一男	
委員	(氏名)	石井貞好	